



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号 損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外119名

被告 国 外1名



2014 [平成26] 年11月20日

準 備 書 面 2
— WG報告書と相当因果関係 —

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白 倉 典 武



<目次>

第1	はじめに（本書面の位置づけ）	4
1	相当因果関係に関する原告らの主張の確認	4
2	被告東京電力の主張	4
3	本準備書面の位置付け	6
第2	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループと同報告書の概要	8
1	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの概要	8
(1)	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループとは	8
(2)	WGの構成員	8
(3)	審議方法	9
2	WG報告書と区域再編	9
(1)	WG報告書と区域再編	9
(2)	区域再編は「参考レベル」の問題であり「限度」の問題ではない	10
3	WG報告書の概要	11
(1)	WG報告書の構成	11
(2)	ワーキンググループ開催の趣旨等	11
(3)	科学的知見と国際的合意	12
(4)	福島の実状に対する評価と今後の対応の方向性	15
(5)	WG報告書における「まとめ」	16
第3	WGについての総論的批判	17
1	はじめに	17
2	WG構成員について	17
(1)	WG構成員の選任手続	17

	(2) 低線量被ばくリスクに対する見解の偏向	18
3	WG報告書の記載内容における問題点	21
	(1) はじめに	21
	(2) 低線量被ばくについて危険性がないかのような説明があったこと	22
	(3) ICRPの現存被ばく状況について	26
第4	WGの役割 –WGに求められたものは何だったのか–	28
1	はじめに	28
2	WGの設置目的	28
3	ICRPの述べる放射線防護の考え、最適化原則の意味	31
	(1) はじめに	31
	(2) 放射線防護と最適化原則・参考レベル	31
第5	WGでの議論過程は、避難（継続）の相当性を根拠づけること	34
1	はじめに	34
2	避難の社会的相当性を裏付ける議論過程	35
	(1) LNT仮説に関する知見	35
	(2) 公衆被ばく線量限度を超える被ばくは容認されないとする説明 ..	36
3	内部被ばくの問題	38
第6	結論	40

第1 はじめに（本書面の位置づけ）

1 相当因果関係に関する原告らの主張の確認

本件訴訟の原告の多くは、国の避難指示が出されていない区域から避難した人たちである。このような区域外避難者に生じた損害について、相当因果関係の評価根拠事実は公衆被ばく線量限度との対比に尽きるものではないが、原告準備書面1で述べたとおり、どんなに少なくとも、公衆被ばく線量限度1 mSvを超える地点が生活圏内に含まれる場合には避難の社会的相当性があり、相当因果関係が認められる。

この公衆被ばく線量限度1 mSvは、「規則的で継続する被ばくについて、これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」としてICRPが勧告し（甲D共10・44頁・149項）、国内法も、刑罰をもって、公衆が線量限度を超えて被ばくしないよう徹底的に保護しているものである。

2 被告東京電力の主張

他方、被告東京電力は、区域外からの避難は被告らの不法行為とは相当因果関係の存しないものであり、それゆえ損害賠償義務はないと主張するかのようである。具体的には、被告東京電力は、「原告らが避難の必要性の前提として主張している放射線被ばくの影響については」と述べ、放射線被ばくの危険性、被ばくに対する不安が避難の動機であると捉えたうえで、「年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）」から、年間20ミリシーベルトを下回る地域からの（すなわち避難の指示が出されていない区域からの）避難に対しては一切損害賠償責任が生じないと主張したいようである。

そして、上記主張の根拠（前提）となっているのが、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）が2011年（平成23年）12月22日に作成した、『低線量被ばくリスク管理に関するワーキン

グループ報告書』(以下「WG報告書」という。)である。被告東京電力は、WG報告書を一部引用しながら以下のように述べている(被告東京電力答弁書25頁以下)。

『(1)「第1 本件事故と避難による損害についての因果関係」(76頁)について

本件事故と原告らの主張する損害との因果関係の有無については、原告らによる個別の損害の具体的立証を待って改めて認否するが、原告らが避難の必要性の前提として主張している放射線被ばくの影響については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)の場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書が公表されており、このWGの報告書によれば、低線量被ばくの健康管理について次のように整理されている。

- ・現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。
- ・この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている(なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。)。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。
- ・年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い。

.....

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている(2011(平成23)年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について(通知)」)。これは、ICRPが本件事故後の2011(平成23)年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20MSV/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国の政府(文部科学省)の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである(すなわち、社会的に許容される水準である)との考えが明らかにされていることを意味する。』

3 本準備書面の位置付け

被告東京電力が最も言いたいことは、「年間20ミリシーベルトまでの被ばくは社会的に許容される水準である」という点である。

しかし、まず、被告東京電力の引用する文科省通知は、一般公衆の年間被ばく限度について一切言及していない。また、同通知に対しては、公衆被ばく線量限度を勧告したICRP1990年勧告を国内法規制に取り入れるべきとした放射線審議会平成10年意見具申における放射線審議会基本部会専門委員(甲D共33・34頁)でもあった小佐古敏荘内閣官房参与が「私のヒューマニズムからしても受け入れがたいものです。」と会見で涙を流しながら辞任し(甲D34)、さらに核戦争防止国際医師会議が「有害であり、撤回すべき」という書簡や勧告書を当時の文部科学大臣や菅総理に送付し、米国の「社会的責

任のための医師の会」も20mSvという学校利用基準を記者会見で批判するなど、国内のみならず、国際的にも大きな批判が浴びせられた（甲A1・404頁）。

さらに、より根本的な問題は、被告東京電力の上記主張が、当該WGが何を求められたかについての「位置づけ」や同報告書の「理解」の仕方が誤っており、また、「参考レベル」、「安全」、「リスク」、「限度」といった概念を混同させて、自己に都合よく曲解したものと云わざるを得ない、という点である。

そもそもWGについては、構成メンバーや報告内容自身についても強い批判があるうえ、WGにおいて8回に渡って議論した内容が報告書に正確に反映しているとは言えないものであり、最後に報告書を取りまとめた共同主査である2名の意向が強く反映され恣意的にまとめられたものであるが、それらを措くとしても、「社会的に許容される」放射線量の水準を決定したものでないことは明らかである。

よって、本書面では、WGやWG報告書の内容を概観し、WGの構成や報告書の問題点についても触れた上、同WGに期待された役割や位置づけを正確に述べるものである。そして、それとともに、WGでなされた議論過程を整理し、同議論内容と最後にまとめられた報告書との間に著しい乖離があることも指摘し、WG報告書によっては区域外からの避難の社会的相当性を否定することが到底できないことを述べる。

なお、上記主張を行うにあたってICRP勧告等についても必要な範囲で触れるが、本書面の目的は、WGの報告書によって区域外からの避難の社会的相当性が否定されることはないこと、区域外から避難してきた原告らの行為が社会的に相当である（被告らの不法行為との間に相当因果関係が存する）ことを裏付ける点に存するのであり、科学的知見の是非を論じるものではないことを改めて述べておく。

第2 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループと同報告書の概要

1 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの概要

(1) 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループとは

低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（WG）は、2011（平成23）年11月、放射性物質汚染対策顧問会議（平成23年8月25日内閣官房長官決議により設置。以下「顧問会議」という。）の下に設置されたものである。

設置の趣旨について、「低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（WG報告書）では、

「東電福島第一原発事故による放射性物質汚染対策において、低線量被ばくのリスク管理を今後は一層、適切に行っていくことが求められる。そのためには、国際機関等により示されている最新の科学的知見やこれまでの対策に係る評価を十分踏まえるとともに、現場で被災者が直面する課題を明確にして対応することが必要である。このような観点から、細野豪志原発事故の収束及び再発防止担当大臣の要請に基づき、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討を行う場」

として設置したものと説明されている（甲D共35・1頁）。

(2) WGの構成員

WGの構成員は、顧問会議座長が指名し、顧問会議座長の指名により主査を置くこととされた（甲D共36・低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（内閣官房ホームページ））。

顧問会議座長は、原子力委員会委員長でもある近藤駿介（東京大学名誉教授）であった。近藤駿介が指名した構成員は合計9名で、うち6名が顧問会議の構成員からの指名であった。

主査には、長瀧重信と前川和彦が、共同主査として指名された。

(3) 審議方法

ワーキンググループは、2011（平成23）年11月9日から同年12月15日にかけて、合計8回開催された（組織としての「WG」と、会議としての「ワーキンググループ」とを区別して、会議を指す場合には、以下では「ワーキンググループ」とカタカナ表記することとする。）。

ワーキンググループには、WG構成員の他、政府側出席者として、細野豪志環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣らが出席した（甲D共35・24頁。いずれも当時の役職）。

第1回から第7回までのワーキンググループでは、毎回2名の説明者からの発表と質疑応答が行われ、第8回ワーキンググループではとりまとめが行われた。

そして、WGは、同年12月22日、WG報告書（甲D共35）を作成した。

2 WG報告書と区域再編

(1) WG報告書と区域再編

WG報告書が作成された4日後の同月26日、原子力災害対策本部は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（甲D共37）を発表した。

この発表の中で、原子力災害対策本部は、

「この度の区域見直しの検討に当たっては、年間20ミリシーベルトの被ばくリスクについては様々な議論があったことから、内閣官房に設置されている放射性物質汚染対策顧問会議の下に『低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ』を設け、オープンな形で国内外の幅広い有識者に意見を表明していただくとともに、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理、現場からの課題抽出などを行った。」

としている（甲D共37・3頁）。

すなわち、WGないしWG報告書は、政府による区域再編を念頭に置いて設置ないし作成されたものであった

(2) 区域再編は「参考レベル」の問題であり「限度」の問題ではない

WG報告書の概要については次項で述べるが、これに先立って、区域再編は『参考レベル』に依拠した政治決断の問題であり、低線量被ばくの危険性ないし安全性や、被ばく線量限度とはまったく別の問題であることを指摘しておく。

低線量被ばくの放射線リスク、すなわち放射線による有害性発現可能性については、しきい値のないLNT仮説が採用されている(甲D共35・8頁)。すなわち、低線量被ばくについて、これ以下であれば安全であるという境界はないというのが、国際的に採用されている考え方である(甲A1・402頁)。

このLNT仮説を前提として、

「ある一定期間に受ける線量はそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する」

ものが、ICRPのいう「参考レベル」である(甲D共35・10頁)。区域設定ないし区域再編に即していえば、どのレベルの線量を超える人ないし地域に対して、強制避難や居住禁止という強制的防護措置を実施するかという問題である。除染に即していえば、どのレベルの線量を超える地域をまずは優先的に除染を実施するか、そして、除染によって達成目標とした線量低減が実現すれば、次はどのレベルの線量地域を優先的に除染するか(そして最終的には1mSv以下を目指す)、という問題である。

このように、区域設定ないし区域再編における線量の問題は、あくまでも『参考レベル』に依拠した政治決断の問題である。この参考レベルの概念は、

「被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安全”と“危険”の境界を意

味するものでは決してない。」

と、WG報告書においても明確に説明されている（甲D共35・10頁）。

以下、WG報告書の概要を説明するが、WG報告書の理解ないし評価においては、「参考レベル」、「リスク」、「安全」ないし「危険」、「限度」といった概念を、混同することなく区別しておくべきである。

3 WG報告書の概要

(1) WG報告書の構成

WG報告書は、大きく分けて、次の4つの項目から構成されている。

- 「1 ワーキンググループ開催の趣旨等」
- 「2 科学的知見と国際的合意」
- 「3 福島の実状に対する評価と今後の対応の方向性」
- 「4 まとめ」

それぞれの項目における概要は、以下のとおりである。

(2) ワーキンググループ開催の趣旨等

WG報告書は、まず、WG開催の趣旨について、本準備書面第1・1で引用したとおり述べたうえで、具体的課題として、次の3点について、WGが科学的見地からの見解を求められたとしている（甲D共35・1～3頁）。

- 「1)第一に、現在、避難指示の基準となっている年間20ミリシーベルトという低線量被ばくについて、その健康影響をどのように考えるかということ。政府は年間20ミリシーベルトを一つの基準として、避難指示を判断してきた。この年間20ミリシーベルトという基準について、健康影響という観点からどのように評価できるのか。
- 2)第二は、放射線の影響を受けやすいと考えられている子どもや妊婦に対して、どのような配慮が必要なのか、……子どもや妊婦に対する対応について見解を示すこと。
- 3)第三に、東電福島第一原発事故の発災以来、政府の災害時のリスクコミュ

ニケーションにはとかく批判が多い。今後、避難されている方々がふるさとに帰還されるに当たって、低線量被ばくの健康リスクに関する放射性物質や線量の情報をいかに適切に伝えるかについて見解を示すこと。」

(3) 科学的知見と国際的合意

ア 「2. 1. 現在の科学でわかっている健康影響」

(7) 低線量被ばくのリスク

WG報告書では、短時間における低線量被ばくによる健康影響に関する科学的知見について、

「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」

とする。また、

「一方、被ばくしてから発がんまでには長期間を要する。したがって、100ミリシーベルト以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。」

ともする。そして、

「いずれにせよ、徹底した除染を含め予防的に様々な対策をとることが必要である。」

としている（同4頁）。

(イ) 長期にわたる被ばくの健康影響

他方、長期にわたる被ばくについては、

「低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合

計 100 ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている(これを線量率効果という。)。、「東電福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。」

とする (同 4～5 頁)。

(ウ) 外部被ばくと内部被ばくの違い

外部被ばくと内部被ばくについては、

「内部被ばくは外部被ばくよりも人体への影響が大きいという主張がある。しかし、放射性物質が身体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異が、がん発生の原因となる。そのため、臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは、同等と評価できる」

とする。ただし、欄外には、小さな字で

「放射線の感受性を定めるに当たっては、性と年齢について平均化して検討している。そのため、実際のリスク値は、子どもの方が高い等の変動を含みうる。」

と注釈をつけている (同 5 頁)。

(エ) 子ども・胎児への影響

子ども・胎児への影響については、

「一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向がある。小児期・思春期までは高線量被ばくによる発がんのリスクは成人と比較してより高い。しかし、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。他方、原爆による胎児被爆者の研究か

らは、成人期に発症するがんについての胎児被ばくのリスクは小児被ばくと同等かあるいはそれよりも低いことが示唆されている」

としている（同7頁）。

イ 「2. 2. 放射線による健康リスクの考え方」

WG報告書は、

「放射線のリスクとは、その有害性が発現する可能性を表す尺度である。“安全”の対義語や単なる“危険”を意味するものではない。」

として、「リスク」という用語と、「安全」ないし「危険」という用語とを明確に区別している（同8頁）。

そのうえで、WG報告書は、

「放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方を採用する。」

としてLNT仮説を明示的に採用している（同8頁）。

ウ 「2. 3. ICRPの「参考レベル」」

WG報告書は、ICRPの「参考レベル」について、

「経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする“最適化”の原則に基づいて措置を講じるための目安である。」

とする。そして、

「参考レベルは、ある一定期間に受ける線量はそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する。また、防護措置の成果の評価の指標とするもの」

であって、

「被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安全”と“危険”の境界

を意味するものでは決していない。」

としている（同10頁）。

すなわち、参考レベルは、LNT仮説に基づきあらゆる低線量被ばくにリスクがあるという考えに基づき、どの人ないし地域を対象として避難指示や居住禁止、除染といった優先的防護措置を政府が採るべきかの目安であって、被ばく線量限度や、安全基準を示すものではないことが述べられている。

エ 「2. 4. 放射線防護の実践」

WG報告書は、放射線防護の実践のあり方について、

「放射線防護措置の選択に当たっては、ICRPの考え方にあるように、被ばく線量を減らすことに伴う便益（健康、心理的安心感等）と、放射線を避けることに伴う影響（避難・移住による経済的被害やコミュニティの崩壊、職を失う損失、生活の変化による精神的・心理的影響等）の双方を考慮に入れるべきである。」

「放射線防護政策を実施するに当たっては、子どもや妊婦に特段の配慮を払うべきである。」

として、国がなすべき放射線防護「政策」の問題であることを明らかにしている（同11頁）。

(4) 福島の実況に対する評価と今後の対応の方向性

WG報告書は、

「政府はこれまで、年間20ミリシーベルトを避難の基準としてきたが、実際の被ばく線量は、年間20ミリシーベルトを平均的に大きく下回ると評価できる。年間20ミリシーベルト以下の地域においても、政策として被ばく線量をさらに低減する努力が必要である。なかでも、放射線影響の感受性の高い子ども、特に放射線の影響に対する親の懸念が大きい乳幼児については、放射線防護のための対策を優先することとし、

きめ細かな防護措置を行うことが必要である。」

とする（同13頁）。

なかでも、子どもの生活環境については、

「また、学校だけではなく、通学路や公園等の子どもの生活圏の除染を徹底的に行い、長期的に子どもの生活圏における追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指すべきである。」

としている（同17頁）。

(5) WG報告書における「まとめ」

ア まとめ

最後に、WG報告書は、検討を求められたとする3点について、

「年間20ミリシーベルトという数値は、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートラインとしては適切であると考えられる。」

「100ミリシーベルト以下の低線量の被ばくであっても、住民の大きな不安を考慮に入れて、子どもに対して優先的に放射線防護のための措置をとることは適切である。ただし、子どもは、放射線を避けることに伴うストレス等に対する影響についても感受性が高いと考えられるため、きめ細かな対応策を実施することが重要である。」

「政府、専門家は、住民の目線に立って、確かな科学的事実に基づき、わかりやすく、透明性をもって情報を提供するリスクコミュニケーションが必要である。」

などと整理している。

そのうえで、WG報告書は、①除染実施にあたっては漸進的な線量設定を行うこと、②子どもの生活環境の除染の優先、③子どもの食品に対して特に配慮すること、④政府関係者や多方面の専門家が、健康問題等についてコミュニティレベルで住民と継続的に対話を行うこと、⑤福島県ががん死亡率の最も低い県を目指すべきである、と5つの提言を行っている（同

19～20頁)。

第3 WGについての総論的批判

1 はじめに

本準備書面第4で後述するとおり、WGの設置目的や役割は、政府の採った事故当初の放射線防護策の評価と、その後の区域再編を行うにおいての問題整理という、個々の国民の避難行為の相当性とは関連性のないものである。

もともと、本準備書面第5で述べるとおり、8回にわたるワーキンググループの議論過程には、避難の相当性を根拠づける事情も多く触れられている。

他方、WG報告書の記載内容は、8回にわたってなされてきたワーキンググループの議論における議事内容を公平に反映しているとは言い難い点が散見される。さらに、WG報告書における「まとめ」も、それ以前のWG報告書の記載を正確に整理しているとは言い難い。

そこで本項では、WGの問題点について総論的に述べ、個別の議論過程に関する問題点については、必要に応じて本準備書面第5で述べることにする。

2 WG構成員について

(1) WG構成員の選任手続

準備書面第2・1(2)で述べたとおり、WGの構成員は9名で、長瀧重信と前川和彦が共同主査である。

これらの人選はすべて顧問会議座長である近藤駿介の指名によるが、このように顧問会議の座長が一方的に指名できることについては、日弁連会長声明によって、

「事故後の政府の対応は、既に国民の間に抜きがたい不信感を形成しており、今回のような方法を探ること自体が更なる不信感を招くことは明白であ

る。」

と批判されているところである（甲D共38・「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の抜本的見直しを求める会長声明）。

(2) 低線量被ばくリスクに対する見解の偏向

先に述べたとおり，WG報告書は，LNT仮説を採用している以上，低線量被ばくリスクがあるという見解に立ってまとめられるべきものである。

しかしながら，構成員をみれば，その多数が低線量被ばくリスクに関して否定的な見解をとっており，日弁連会長声明も，以下のとおり指摘している（甲D共38）。

「本件WGの構成員には，広島・長崎の原爆被爆者の健康影響の調査研究に携わる研究者が多く，低線量被ばくの健康影響について，これに否定的な見解に立つ者が多数を占めている。しかし，原爆症の認定をめぐっては，これらの研究者らが関与して策定された審査方針に基づく判断を覆した裁判例も少なくない。例えば，広島地裁2006年（平成18年）8月4日判決では，上記審査方針では認定されなかった41名もの原告全員について原爆症と認められ，その中には，被爆後13日目（8月19日）後以降に広島市内に入って医療活動に従事して後年がんを発症した低線量被ばく者も含まれていた。度重なる国敗訴の判決を受けて，2008年（平成20年）3月には審査方針が改定されたが，その後も国は敗訴を続け，東京高裁2009年（平成21年）5月28日判決は「審査の方針（13年方針）は原爆症認定の判断基準として相当とはいえない」とも判示した。同年6月には審査方針を再び改定しているが，その方針でも救済されない被爆者についても原爆症と認める判決が相次いでいる。このことは，本件WGに参集した委員が含まれた審査会で策定された方針では，低線量被ばくのリスクを十分に評価していない可能性があることを示している。」

特に共同主査である長瀧氏，前川氏は，以下のとおり，その立場が明確である。

まず，長瀧重信氏は，自身の著作である「原子力災害に学ぶ放射線の健康影響とその対策」において，福島原発事故の住民の被曝による健康影響に関し，次のとおりに述べている（甲D共49号証。133頁ないし134頁）。

「外部線量は20mSv／年以下，食品は3月17日から基準値に従って供給されているので，内部被曝の基準値以上の被曝はない。したがって，晩発影響の起こる可能性は限りなく低く，従来の考え方では特別の調査は考えられないところである。」

以上の長瀧氏の著作からも明らかなおおり，同氏は，低線量被ばくリスクを軽視しており，「公衆被ばく線量限度を超えても調査しなくてもよい」というスタンスであることが明らかである。

さらに長瀧氏は，福島原発事故のまとめとして，次のように主張する（甲D共49号証。135頁）。

「本書をまとめると，科学者が果たすべき責任は，第一に科学的に認められたこと，認められないことを明らかにして，社会と冷静に科学的知識を共有する。（中略）第二に科学的に認められないことは，科学的に認められていることより影響は少ないことを十分に説明する。」

しかし，第一の点について言うと，本来，『ある』と認められること，『ない』と認められること，『ある』か『ない』か決着がついていないことがあるはずなのに，このように二分して，後2者を混同させてしまうこと自体が批判されるべきである。

また，第二の点について言えば，発がん以外のリスクは現時点では「科学」としては確認されていないのであるから，「影響が少ない」と言えないことが明らかである。また，影響が少ないというのも詭弁である。たとえば100mSvで癌リスクが1%増加すると言われているが，仮にこれが0.1%

のオーダーであったとしても、対象となる被爆者の人数が10万人を超えれば、数百人が発がんリスクを被ることとなるのである。これを「影響が少ない」と断言する感覚は、実際に放射性物質の汚染状況下での生活を余儀なくされる人々への共感を著しく欠如していることを露呈している。

また、長瀧氏は、上記著作の別の箇所でも、低線量被曝による健康被害について「影響が認められない」「癌との有意の関係は認められない」と断言している（たとえば、甲D共49号証30頁ないし33頁）。

しかし、LNT仮説の立場からは、影響があるかもしれないと仮定すべきところである。

「認められない」、あるいは「有意の関係が認められない」との点も、これまでの調査では明らかになっていないだけのことであり、本来、その点の留保がなされるべきところである。長瀧重信氏の著作は、同氏が、「認められない」、あるいは「有意の関係が認められない」ことを「影響がない」あるいは「(低線量被ばくと発がんとの間に)関係がない」こととを等値に扱っていることの証左である。

また、前川和彦は、平成23年3月16日朝日新聞オピニオン面において、「すでに20キロ圏外に避難している住民には、将来の発がんを含めて今回の放射線による健康被害が出る可能性はありません。半径20～30キロ圏内の住民は屋内退避ですが、現代の家屋は密閉性が高く、屋内退避でも十分に被曝を防ぐことができます。国や自治体の指示通り、不用意な外出を避けてください。現時点では半径30キロ圏外の住民に健康上の問題が生じる可能性は低いと思われます。今回、東海村で一時、1時間あたり5マイクロシーベルトと自然量の100倍の放射線量を記録しましたが、たとえ1時間その量の放射線を浴び続けても、健康被害が出るとされる100ミリシーベルトと比べれば、2万分の1の線量です。「放射線を避けるため」としてすでに

首都圏から離れる人が出始めているそうですが、不要だと思います。放射線の影響を受けやすいと言われる子どもを含め、避難の必要はまったくありません。食料や水を買占める動きと同じで、社会不安をあおるだけです。冷静に、出来る限りふだんと同じ生活を送るのが最善だと思います。」

と述べている（甲D共39・オピニオン3・11——東日本大震災を考える（2））。

このように両共同主査をはじめ多数の構成員が低線量被ばくの健康被害に否定的立場であり、「本件WGに参集した委員が含まれた審査会で策定された方針では、低線量被ばくのリスクを十分に評価していない可能性があることを示している。」とする日弁連会長声明は至極妥当である。

3 WG報告書の記載内容における問題点

(1) はじめに

後述するとおり（本準備書面第4）、WGにおいては、本件において問題となる相当因果関係とは関連性のない放射線防護にかかる議論がなされていたに過ぎない。

のみならず、ワーキンググループは、形式的には、複数の他分野からなる専門家による説明に基づいて意見が形成されたという建前をとっているが、実際には、そのワーキンググループを構成する「出席者」は、これまで国の原発政策を推進してきたという立場の偏りがみられたことは、前記2項で指摘した。

加えて、説明者の説明内容にも低線量被ばくの危険性に対するアプローチにおいて、下記のような問題点がある。

第一に、WGの説明者及び有識者である出席者らは、低線量被ばくについて危険性がないという印象付けをしており、議論を聞いた者にあたかも危険性がないのかのように偏った説明をしている。

第二に、前提となるICRPの勧告、特に現存被ばく状況について正確な

説明がなされていないと考えられる。

以下においては、上記の視点から指摘をする。

(2) 低線量被ばくについて危険性がないかのような説明があったこと

WGでは低線量被ばくのリスクと低線量被ばくによる影響とを区別して議論されている。しかし、それでもなお、以下の4点において聞く者に低線量被ばくに危険性がないかのような印象を与える議論がなされていたと評価せざるを得ない。

ア 参考レベルの設定にあたって公衆被ばく線量限度との関係を明確にしていなかったこと

WG報告書は、「4. まとめ」において、与えられた3つの課題に答えている。

その一つ目の課題とは、「20 mSvという低線量被ばくについて、その健康影響をどのように考えるか」である。

これに対するWGの見解は、放射線による発がんリスクの増加は、100 mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいというものである。その上で、WGは、LNT仮説に基づくとした上で、「20 mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因におけるリスクと比べても十分に低い水準である。」として、政府が採用する参考レベルとして適切であるとしたのである。

しかし、リスクが十分に低い、という点ばかりが強調されており、実際に危険性があると考えべきことについては、極めて配慮が薄い表現となっている。たとえ1 mSv未満であってもリスクがあることをICRPは認めている。すなわち、たとえば僅かであっても発がんのリスクは存在するというのが、基本的なICRPの考え方であり、すなわち国際的な合意なのである。

そもそも、公衆の被ばく限度を年間1 mSvとするICRPの1990年勧告を採用する際、被告国は、公衆については年間1 mSvを超える低線量被ばくのリスクを容認できないとの価値判断に立ったものである。

参考レベルとして年20 mSvを採用したのであれば、それが正当化されること、およびALARAの原則に適合することが説明されるべきである。ところが、WGでは、もっぱらリスクの高低について議論が終始し、こうした観点での説明は極めて乏しかったと言わざるを得ない。

イ 低線量被ばくについて発がんリスクだけが強調されていること

低線量被ばくのリスクは、発がんだけにとどまるのではない。このことについては、政府側からの出席者である森文科省副大臣の発言が的確に指摘をしている（甲D共41の1・第2回議事録・31頁）。

「あの、申し訳ないのですが、もちろんガンもありますし、それ以外の影響についても報告はされている訳です。私は先ほどチェルノブイリフォーラムの全文について内容をお聞きしたのはそういうことです。」

ところが、こうした正当な指摘に対して、両主査を含む有識者出席者等から誠実な対応があったとは言い難い。

ウ 科学的不確実性を「ないもの」として軽視する姿勢

WG報告書は、2. 科学的知見と国際的合意という項において、

「科学的知見は、今回の東電福島第一原発事故による放射線の影響及びその対策を考える上ですべての基本になる。放射線の影響に関しては様々な知見が報告されているため、国際的に合意されている科学的知見を確実に理解する必要がある。」

としてあくまで国際的に合意された科学的知見に依拠することを宣言している（甲D共35・3頁）。

しかし、不確実性の多い状況で、「科学」にこだわると、科学的に立証

されるまでは、何もしない、という判断に結びつきがちである。特に低線量被ばくのリスクが、どこにどれだけあるかは、十分な資料がないのであるから、現在知られていない低線量被ばくのリスクが、将来、「科学的に」明らかになる可能性が払拭できない。

例えば、児玉和紀氏は、原爆被爆者における低線量被ばくの影響を説明している（甲D共40の1・第1回議事録）。

いまだに広島、長崎という昭和20年頃の被爆者データが一番信頼性のあるとして引用されていることは、裏返せば、それ以降、これに代わるほかのデータがないということである。

そもそも、原爆被爆者の寿命調査は、原爆投下後5年から始まったためにその間に放射線感受性の高い人が死亡した可能性があり、選択バイアスがかかっていることが否定できない。また、この調査には内部被ばくは考慮されておらず、対象となった3キロメートル以遠の居住者が黒い雨などにより被ばくした可能性も完全には否定できない。しかし、今日でも、この原爆被爆者の寿命調査以上に調査集団が十分に大きく、調査期間も長いものは見あたらず、これに代わるべき新たなデータが存在しない。

これが、一般の疾病等の他のリスクと根本的に異なる点である。

そのため、今は分かっていなくても、将来、発がん以外のリスクが明らかになる可能性が払拭できないのである。

科学的に事実が明らかになるまで、危険性がないと前提して振る舞うことの誤りについては、次の児玉龍彦氏の発言が明快に述べている（甲D共43の1・第4回議事録・13頁）。

「私が申し上げたいのは、リスクがあるかもしれないという時に、例えばチェルノブイリでもそうですが、リスクはないかもしれないということで、何もしないでいたら、やっぱり甲状腺がんの子供やなんかは見放されてしまうんです。」

エ 予防的観点が欠落していること

前記ウと表裏の関係にあるが、リスクの内容自体が明らかと言えない状況においては、予防的に措置を講じるべきなのである。

森文科省副大臣が指摘する部分が、そのことを明快に示している（甲D共41の1・第2回議事録）。

「要するに、これはICRPも言っていることなのですが、低線量の被ばくの影響というのは、ないというのではなく、よくわからないというのが正しい訳でして、これこそが科学的なのであって、分からないからこそ、その中で、どの数値で避難を、移住をさせる或いは短期の移転をさせる、色々なあらゆることをやらなければいけない訳で、ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の精神に基づいて合理的に達成可能な限りの放射線防護策を取らなければならない訳でして、我々は、少なくとも私は、科学的、科学的にと先ほどからおっしゃられておりますが、私はこれが極めて科学的であるという風な思いで発言させていただいているところですよ。」

このことは、細野大臣もワーキンググループの報告書を検討する段階において、指摘をしている（甲D共46・第7回議事録・36頁）。

「今の状況で、疫学的に、もしくはさまざまな調査結果として、それこそ発がんリスクというのは極めて限定されているというのは、今の科学のコンセンサスであることは、私も大分議論を聞いてわかりました。ただ、すべてが解明されているわけではないという、ある種、科学に対する謙虚さから考えても、こういう事態というのはこれまで経験したことがないわけですから、そこは予防的な対策を取るべきであるというのが、私は本当の意味で、あるべき姿ではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。」

ところが、WGではリスクの内容自体は自明であることを前提にし、

予防的な観点を全く欠落させた意見のみが採用され、報告書がとりまとめられている。この点、WG報告書には、大きな欠点があると言わざるを得ない。

(3) ICRPの現存被ばく状況について

現在の原発事故被災地の状況は、ICRPが現存被ばく状況と呼称する状態である。すなわち、ICRPによれば、現存被ばく状況とは、「自然放射線による被ばくや過去の行為の結果として存在する被ばく状況」と定義されており、現在の被災地は、この現存被ばく状況である。

ところが、WG報告書にはICRPの勧告内容が不正確な形で、敢えて言うならゆがめられた形で記載されている。

WG報告書は、**2. 3. ICRPの「参考レベル」**において次のようにICRPの参考レベルを説明している（甲D共35・10頁）。

「②各状況における参考レベルは以下のとおりである。

イ)緊急時被ばく状況の参考レベルは、年間20から100ミリシーベルトの範囲の中から選択する。

ロ)現存被ばく状況の参考レベルは、年間1から20ミリシーベルトの範囲の中から選択する。

ハ)現存被ばく状況では、状況を段階的に改善する取組の指標として、中間的な参考レベルを設定できるが、長期的には年間1ミリシーベルトを目標として状況改善に取り組む。

ニ)計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、“線量拘束値”として設定することを提言しており、一般住民の被ばく(公衆被ばく)では状況に応じて年間1ミリシーベルト以下で選択する。」

問題は、2点ある。

まず、第一にICRPは、緊急時被ばく状況に対する参考レベルを20から100mSvとしている。しかし、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況

に移行する際には、緊急時被ばく状況における参考レベルよりも低い線量が設定されることが想定されている。

すなわち、ICRP109(116)(甲D共48)には、次のように記載されている。

「緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行を区分するようなあらかじめ定められた時間の区切りあるいは地理上の境界線は存在しない。一般に、緊急時被ばく状況で用いられる参考レベルの水準は、長期間のベンチマークとしては容認できないであろう。通常このような被ばくレベルが社会的・政治的観点からは耐えうるものではないからである。」

つまり、緊急時に採用した20mSvを現存被ばく状況にも採り続けることは上記考えに反するものであり、報告書におけるICRPの参考レベルに関する記載と実際のICRPの勧告内容に齟齬があると言わざるを得ない。

第二に、ICRPは、現存被ばく状況においては、1～20mSv/年の範囲の下方に参考レベルを設定することとしている。

すなわち、ICRP109(116)には、

「政府と規制当局またはどちらかが、ある時点で、現存被ばく状況を管理するため、通常、委員会によって勧告されている1～20mSv/年の範囲の下方に、新しい参考レベルを特定することになる。」

とあり、現存被ばく状況における参考レベルは、「下方」に設定されることとされている。

本件に照らせば、当初の緊急時被ばく状況における参考レベルが20mSvだったのであるから、本来的には、より低い値が参考レベルとなるべきところである。

ところが、WGでは漫然と緊急時被ばく状況と同じ参考レベルを維持することを認めている。

またWG報告書にも、

「(ロ)現存被ばく状況 20 の参考レベルは、年間1から 20 ミリシーベルトの範囲の中から選択する。」

と記載があるのみであって（甲D共35・11頁）、「下方」については、何ら指摘がない。

このようにWGの議論は、必ずしもICRPの勧告内容にしたがったものとは言い難い内容を含んでいる。

第4 WGの役割 –WGに求められたものは何だったのか–

1 はじめに

冒頭に述べたとおり、WGは「社会的に許容される被ばく線量」を決定する為に設置されたものではない。本準備書面・第3で述べたとおり、WGのメンバーの構成やWG報告書の内容には多くの批判がなされているところであるが、その点を措くとしても、WG報告書の内容は、区域外避難の社会的相当性を否定するものではない。

2 WGの設置目的

本準備書面・第2・2で述べたとおり、WG報告書が作成された4日後の12月26日、原子力災害対策本部は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を発表し、同発表の中で、原子力災害対策本部は、

「この度の区域見直しの検討に当たっては、年間20ミリシーベルトの被ばくリスクについては様々な議論があったことから、内閣官房に設置されている放射性物質汚染対策顧問会議の下に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」を設け、オープンな形で国内外の幅広い有識者に意見を表明していただくとともに、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理、現場からの課題抽出などを行った。」

と述べている（甲D共38・3頁）。

この記載からも明らかなおおり、WGは政府による区域再編を念頭に置いて

設置されたものであり、WG報告書は区域再編の判断資料として作成されたものである。より端的に言えば、避難を命じる地域を政治的に決断する上での科学的知見の整理を求められたのである。

また、このこと(WGがただ単に科学的知見の整理を行っただけでないこと)は、ワーキンググループの議事録を読めば、一層明らかである。すなわち、科学的に正しいものや社会的に許容される基準を定めようとしたわけではなかったのである。

例えば、第1回会議の冒頭において、このWGの設置を要請した細野豪志原発担当大臣は以下のように述べている(甲D共40の1・第1回議事録・2頁)。

「……このワーキンググループでお願いをしたいのは、その警戒区域の変更というものをこれから考えていく中で、低線量被ばくというのをどのような考えでこれから捉えていったらいいのか、それを是非皆さんにご議論いただきたいと思っております。もう皆さん、釈迦に説法ですので、改めて私から言う必要は無いかと思えますけれども、100ミリシーベルト以上につきましては、確定的な影響というのが既に証明されております。しかし、一方で100ミリシーベルト以下につきましては、確率的な影響ということで、ICRPからは提示をされているものの、確たる見解がコンセンサスになっているという状況ではございません。その中で、私どもとしては、1ミリから20ミリという基準を作って、また20ミリシーベルトを一つの目安といたしまして、これまで警戒区域や計画的避難区域についての判断を提示してまいりました。いよいよこれから私どもが考えていかなければならないのは、この20ミリシーベルトという基準をどのように考えたらいいのか、これがまず第一点でございます。ですので、是非皆様にそういったことについて検討していただいて、いろんな方からご意見出していきたいと思っております。そして、もう一つ、是非ともご検討いただきたいのが、子供や妊婦というような、放射線に対して影響を受けやすい方々に対して、どういった配慮が必要なのか、これが2点目でございます。……」

要は、国が『その地域からは出て行って下さい』と避難を命じる地域を、この時点までは年間20ミリシーベルトの空間放射線量を基準として定めていたが、それをどう評価すべきか（今後も維持すべきか、改変すべきか）、また、子どもや妊婦への影響をどう考えたらよいのかという差し迫った問題、政治的決断を要する問題についての判断材料を提示してもらいたいということだったのである（そして、その際、細野大臣は敢えて「1ミリから20ミリ」という数字も持ち出している。）。

そもそも、国が『出て行ってください』と命じれば、住民に選択の余地はない。そういった地域を決定する為の材料をWGに求めたのであって、科学的な知見の整理だけを求めたのでもなければ、ましてや社会的に許容される放射線量が年間何ミリシーベルトであるかを定めてくれと要請したわけでもない。

したがって、被告東京電力が、あたかもWGが社会的に許容される年間放射線量を定めることを期待され、そのために科学的知見を整理し社会的許容基準を定めたと主張することは曲解も甚だしい。

そもそもICRPの示す基準や、その基準の根底にある理念たる最適化の原則（この点については後述する）自体、他の社会的利益と比較考量する考え方であって、極めて「政治的」「社会的」なものである。純粹な科学的議論や、そこから導かれる科学的に争いのない結論ではなく、一定の幅がある中での決断である。この点について、細野大臣は、第6回会議において以下の通り発言している（甲D共45の1・第6回議事録・13頁）。

「このワーキンググループというのは、プロセスも含めて全部オープンにして、今、先生がおっしゃったように白か黒かどこかで線が引けている問題ではなくて、グレーゾーンもある中で、それでもどこかに線を引かなければならないということに我々は直面していて、そこは皆で悩みながらも結論を出そうと努力しているところをちゃんと見てもらおうというのが第一歩かなと思ってこれを始めたのです。」

この発言こそが、当該WGに求められたものが何であったのかを端的に示すものである。避難区域の指定基準に絶対的な正解などではなく、それにもかかわらず「線引き」をするのであり、報告書は「決断」ないしは「決断」を補助するものに過ぎない（科学的知見に基づき一義的に導かれる結論ではない）ということである。

3 IC RPの述べる放射線防護の考え、最適化原則の意味

(1) はじめに

被告東京電力の主張がWGの位置づけや同報告書を曲解したものであること、同報告書が避難指示区域を決定するにあたっての資料を提供したものであること、放射線量の社会的許容水準を定めたものではないことについてこれまで述べてきたが、その際に重要なのは「放射線防護」という考え方、その際に用いられる「最適化の原則」という考え方である。

この点については、すでに第2項でも述べたが、放射線の社会的許容水準とは全く別個のものであり、被告東京電力の主張の根本的な誤りに関連するところであるので、念のため改めて触れておく。

(2) 放射線防護と最適化原則・参考レベル

既に第2項で述べたとおり、LNT仮説を前提として、「一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施するか」という政治決断の問題が、IC RPのいう「参考レベル」の問題である。そして「参考レベル」については、「経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする“最適化”の原則に基づいて措置を講じるための目安である。」とされている。

そして、「参考レベルは、ある一定期間に受ける線量はそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する。また、防護措置の成果の評価の指標とするものであ」って、「被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安

全”と“危険”の境界を意味するものでは決してない。」のである。

この点に関し、第2回の会議で佐々木康人氏は以下のように述べている
(甲D共41の1・第2回議事録・32頁)。

「緊急事態が起こった時に、どこで防護対策をとるかということは、平常の状態では公衆の被ばくは何とかして1mSv、年間1mSv に抑えようとしているわけでありまして、一旦、事故が起こった場合には、まずは重篤な確定的影響が起こる可能性が出てまいります。これを絶対起こさないようにした上で、確率的影響はある程度増えることはやむを得ない。それをICRP は、非常事態の時には公衆の被ばくは年間にして20～100mSv の間で状況に応じて適切な線量を選んで、それを目安にして防護活動をいたしましょう。そういう勧告であります。それを守ればよいという話ではなくて、最適化の指標であります。最適化というのは、つねに少しでも線量を下げる、余計な線量を浴びないように下げる努力をするというのが、先ほどからお話に出ている ALARA の概念です。ですから、先ほど5mSv でいいのだとおっしゃっているのは、一つの目安で、5mSv でやることはいいんですけれども、それでいいわけではなくて、できればさらに下げる努力はしていかなければいけない。そのどこまで下げるのかというのは、平常状態の年間1mSv に下げる努力はしていかなければならない。しかし、現状でどこが適切かというのは、選ぶことはできる。その時に実際の人の受ける、例えば住民の方の受ける線量を推定して、それからいろいろな状況を見定めて、その中で適切な線量を選んで防護活動をしましょう。これがICRP の基本的な防護の考え方でありまして、そのことを申し上げておきたいと思います。」

第4回の会議においても、甲斐倫明氏が以下のように述べている（甲D共43・第4回議事録・30頁）。

「計画被ばく、通常の原子力発電所であったり、通常の病院であったりして

も1ミリまで被ばくしてもいいとは考えていません。現に、日本の原子力発電所の通常時の目標というのは50マイクロシーベルトが使われている。1ミリを安全基準として考えているわけではない。あくまでもリスクとして、リスクを下げるという考え方をとっている。では、今回のような一旦ほぼ事故が収束したような時に、国際的にはここを目指しなさいという考え方をとっています。では、1ミリを目指すのか、なぜ20ミリをスタートとしていいのか。20ミリなら被ばくしてもいいよと国際機関はどこも言っておりません。一つの目安として、20ミリを超える状況があれば20ミリ以下に下げなさいと、そこから順次下げるためのスタートとして使うということです。次のスライドをお願いします。それはどういうことかと申しますと、ICRPパブリケーション111で示しておりますけれども、今の状況でこういう線量、こういう人たちを下げていかなければならない。参考レベルといいますが、国際的に参考レベルを設けて、これを超える人を下げるようにしようと、だんだん下がってくれば更に参考レベルを下げていく。つまり、最初から1ミリにしていたら、それこそ誰を優先すればいいのかということで、対応そのものが混乱する。20というのは、まず20を超える人を優先的に対応するという。20を超えてなければ例えば10というように、徐々に参考レベルを下げることでリスクを下げていく。そういう考え方をとってきているわけです。」

すなわち、非常事態・緊急事態のなか、国が避難を命じる（『出て行ってください』と述べる）範囲をどうするかについて、それによる社会的なデメリットも考慮しながら決定する、優先的に除染等の対策を講じる場所をどうするかについて、優先する範囲を広げすぎることによる混乱も考慮しながら決定するというものなのである。

「20ミリなら被ばくしてもいいよと国際機関はどこも言っておりません」と説明されていることから明らかなとおり、このような「放射線防護」や「最

適化の原則」の概念は、公衆被ばく線量限度とはまったく異質であり、個々の避難行為の社会的相当性とは関連性がなく、公衆被ばく線量限度を越える地域から避難することの社会的相当性を否定するものではない。

当然ながら、被告東京電力が主張するような「社会的に許容される水準」を根拠付ける概念でもない。

原告準備書面(3)でも述べたとおり、公衆被ばく線量限度は実効線量年間 1 mSv であり、国内法は、公衆が線量限度を超えて被ばくしないよう、刑罰をもって徹底的に保護している。それゆえ、どんなに少なくとも、生活圏内に年間 1 mSv を超える線量を含む地域からの避難には、社会的相当性が認められなければならない。

第5 WGでの議論過程は、避難（継続）の相当性を根拠づけること

—議論過程を黙殺し恣意的にまとめられた報告書の問題性—

1 はじめに

本準備書面第4で述べたとおり、WG報告書は、その内容自体多くの問題を含んでいるが、特に最後のまとめ方が極めて恣意的であり、それまでの議論過程のうち、放射線被ばくの危険性を重視する側の意見を排除している。

しかし、ワーキンググループにおける議論過程では、原告らの準備書面(3)における主張、すなわち、国際的に採用されているLNT仮説に基づき、あらゆる低線量被ばくにはリスクがあり、少なくとも、公衆被ばく線量限度 1 mSv を超える地域を生活圏内に含む場合には、避難に社会的相当性があるという主張を裏付ける説明が数多く行われている。それゆえ、WG報告書は、議論過程を踏まえれば、むしろ原告らの主張する避難の社会的相当性を裏付けるものとも評価できる。同時に、 20 mSv という線量を「社会的に許容される水準である」とする被告東京電力の主張が明らかな誤りであることも容易に判断できる。

そもそも報告書は、それのみで文意を十分理解できるものではない。8回に

渡ってなされた議論も踏まえ理解されるべきものであり、それらを踏まえれば、避難（を継続）しようとすることは極めて合理的である。

また、8回に渡ってなされた議論のうち重要な部分が報告書において恣意的に省略されていることにより、却って国民の不信感を買うことは明らかであり、その例として、内部被ばくに関するワーキンググループの議論とWG報告書の相違について指摘しておくこととする。

2 避難の社会的相当性を裏付ける議論過程

(1) LNT仮説に関する知見

WG報告書は、そのまとめにおいて、

「放射線防護の観点からは、100 ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方にに基づき、被ばくによるリスクを低減するための措置を採用すべきである。」

として、LNT仮説を積極的に採用している（甲D共35・19頁）。

ここで、WG報告書は「安全サイドに立った考え方にに基づき」としているが、第7回ワーキンググループにおいて、WG構成員である佐々木康人氏は、「安全サイドに立った考え方」ととどまらず、むしろ、100mSv以下の被ばくリスクについて、LNT仮説が科学的な視点からみても合理的であるとICRPも述べている、と説明している（甲D共46の1・第7回議事録・37頁）。

「そこは気をつけないといけないのは、100mSvのことはわかっていないという言い方そのものが非常に問題だと思うのですが、100mSv以下を直線で考えるということにいろいろ異論はあるけれども、しかし、直線的に考えるということは、現在のさまざまな今までの科学的な知見から判断しても、もっともであると。そんなに間違ったことではないということは、ICRPがパブリケーション99で詳しく述べているわけです。ですから、そのところのり

スクは、今までの科学的ないろいろな議論からの推定であっても、そんなに間違っていることではない……」

第4回ワーキンググループでも、甲斐倫明氏が、次のとおり、低線量被ばくリスクについて、1 mSv以下の被ばくでもリスクがあり、1 mSvをしきい値のように扱うことも国際的に考えられないと説明している（甲D共43の1・第4回議事録・31頁）。

「今日お伝えしたように、健康リスク上の判断というのは、リスクがどの線量であっても、2ミリであっても、5ミリであっても、1ミリ、0.5ミリであっても、それに応じた非常に低いリスクであってもリスクがあるという考え方にたっていますから、他のリスクを考えながらリスクを下げるということ。1ミリを閾値のように扱うことは、国際的には考えられないだろうと思います。」

このように、ワーキンググループにおける議論は、ICRPが科学的知見から判断してLNT仮説を妥当であり、1 mSvをしきい値のように扱うことが国際的に考えられないと説明されている。これらの説明は、国際的にもLNT仮説が採用されているという原告らの主張を裏付けるものである。

(2) 公衆被ばく線量限度を超える被ばくは容認されないとする説明

公衆被ばく線量限度を超える被ばくを公衆が容認できないものであることについても、ワーキンググループの議論過程で述べられている。

すなわち、まず、第2回ワーキンググループにおいて、WG構成員である佐々木康人氏は、公衆被ばく線量限度を超える被ばくを公衆は容認できないこと、線量限度を守ればいいというわけではなく、それ以下でもリスクはあり、線量限度以下であっても無用な被ばくをさせないように努力しなければならないと説明している（甲D共41の1・第2回議事録・35頁）。

「それで公衆の被ばく、これもいろんな考え方が、一つだけではないんですが、限度として、公衆の被ばく限度を定めなければならない状況になった時に、職業人の約10分の1にしましょうということから、1mSv、年間1mSv

が出てきております。これは、平時の線量限度であります。これは仮に100年生きたとしますと生涯で100mSvになります。そのくらいであれば、もちろん確定的影響も起こらないし、それから先ほど申し上げましたように、発がんのはっきりとしたデータも無いくらいの線量であって、これは公衆でも容認できるのではないかと。こういう考えに基づいています。これはあくまでも、平時の線量限度でありまして、その線量限度を守ればよいというわけではなくて、その上でさらにできるのであれば、無用な被ばくを起ささないようにしよう。それは何らかのリスクはやっばり低い線量でもあるので、それは少しでも下げましょう。そういう努力をいつもやりましょうというのが、ALARAの精神、あるいは最適化の精神であります。」

第4回ワーキンググループでも、甲斐倫明氏が、次のとおり、1mSvは安全基準ではなく、ICRPも1mSvまで被ばくしてもいいとは決して考えていないことを述べている（甲D共43の1・第4回議事録・30頁）。

「通常1ミリというのがどこから出てきたのかというと、もともと、線源を管理している状態でこれを例えば病院を運営する、原子力発電所を運転するということで、放射性物質をコントロールしながら使う、ある意味で、管理を厳格に行うことがしやすく、線源をコントロールができる。その中で、より厳しく使うための上限値として国際機関としては1ミリというのが提唱されてきた。しかし、計画被ばく、通常の原子力発電所であったり、通常の病院であったりしても1ミリまで被ばくしてもいいとは考えていません。現に、日本の原子力発電所の通常時の目標というのは50マイクロシーベルトが使われている。1ミリを安全基準として考えているわけではない。あくまでもリスクとして、リスクを下げるという考え方をとっている。」

これらの説明は、公衆が年間1mSvを超えて被ばくすることを容認できないという原告らの主張を裏付けるものである。

それと同時に、これらの説明をみれば、20mSvという線量が「社会的

に許容される水準である」とする被告東京電力の主張が誤りであることも明白である。

3 内部被ばくの問題

本準備書面第2で紹介したとおり、WG報告書は、内部被ばくに関して、

「内部被ばくは外部被ばくよりも人体への影響が大きいという主張がある。しかし、放射性物質が身体の外部にあっても内部にあっても、それが発する放射線がDNAを損傷し、損傷を受けたDNAの修復過程での突然変異が、がん発生の原因となる。そのため、臓器に付与される等価線量が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは、同等と評価できる」

としたうえで、欄外に小さな字で

「放射線の感受性を定めるに当たっては、性と年齢について平均化して検討している。そのため、実際のリスク値は、子どもの方が高い等の変動を含みうる。」

と注釈をつけている（甲D共35・同5頁）。

しかし、ワーキンググループの第7回の会議では、以下のようなやりとりが行われている（甲D共46の1・第7回議事録・39頁～40頁）。

「（細野大臣）

…内部被ばくが外部被ばくと全く同等に比較できるものだというのは、私はずっと持っていた疑問の1つで、ここでかなりわかりやすく説明していただいていると思うのです。あえてそれでも、ちょっと疑問を投げかけて、お答をいただければ幸いなのは、例えば核種ごとにいろいろと、係数のようなものを掛けて、それぞれの核種ごとに影響を測っているわけですね。これはもう確たるものなのか、変わり得るものなのか。つまり、…係数なり、計算の仕方というのは間違いのないものだと本当に言い切れるのかどうか、そこについては、この説明を受けてもいまだ全く払拭できないのですけれども、どんなものでしょうか。

...

(丹羽太貫)

これはあくまで数値で、これは実際の吸収線量から計算して、線質係数や組織荷重係数で重み付けをしています。吸収線量は絶対なのです。これはまず間違いない。

...

次の問題としては、子どもさんなんかも、個人によって排泄する速度が変わります。そのバリエーションは入っていないから、そこでまず実際のSvに直す過程で、不確実性がある。それから一番大きいのは、そのところで使っている組織加(ママ)重係数です。この荷重は、30代の方の平均の数値でやっているのです。子どもさんで出るがんの種類と、50歳で出るがんの種類は違うのですけれど、それを全部ならした形で使っているので、これはある意味で言うと、非常にばらつきが多い。しかもこれは被ばく者の方、日本人に特化した数値からスタートしまして、それを西洋化しているという非常に複雑な考え方を使っていますし、またそれに加えて、2つの異なるモデルを、バランスを取りながら入れ込んでいるという、非常に複雑なやつです。だから、これは下手したら、数倍はすぐぶれるというふうなものである。ただ、それを含めて考えても、実際これが1mSvであるのが10mSvになる、0.1になるとか、そういう変動である限りは余り気にする必要がない。

上記のやりとりにおいて、内部被ばくについての評価には、まだまだ不確実な点が多いこと、数値を算定するうえでかなり幅が認められる(誤差があること)、それにも拘わらず1mSvと10mSvに大差はないという発想がWG構成員(丹羽氏)のものであることが明らかになっている。

これと対比すれば、報告書の記載があまりに雑駁な整理であって、誤解を招きやすいことは明らかである。

この内部被ばくの問題に象徴されるように、WG報告書は、そのみで文意を十分理解できるものではなく、8回に渡ってなされた議論も踏まえて理解されるべきものである。そして、その議論過程も踏まえて報告書を理解したとき、8回に渡ってなされた議論のうち重要な部分が報告書において恣意的に省略されていることは、却って国民の不信感を買うことは明らかである。

第6 結論

以上に述べたとおり、WGは、政府による区域再編を念頭において設置されたものであり、そこでの意見形成の過程等に問題があることを措くとしても、WG報告書が是認した年20mSvという基準は、あくまで、「参考レベル」である。

年20mSvという基準は、決して医学的な危険性の存否を決する性質のものではない。

年20mSvという低線量被ばくの影響についてWGは「ない」とは述べておらず、むしろWGが依拠するLNT仮説によれば、影響は「ある」と措定しているのである。その上で、WGではリスクの評価を行い、参考レベルの設定を議論したに過ぎない。

しかし、本件において問題となる避難行為と事故との因果関係の問題は、参考レベルの設定とは全く異なる次元の話である。すなわち、社会的な規範として公衆の被ばく限度を超えるような状態にあつて、そのような事態を避けるためにとつた行為は、社会的に相当と判断されるべきなのである。

したがって、原告らが自ら避難をした行為の相当性を判断するにあたって、WG報告書で年20mSvが是認された事実は何ら関連性のないものとして扱うべきであり、WG報告書に依拠した被告らの主張は失当である。

以上